



第2章
東日本大震災の発生

第1節

東日本大震災の発生

2011年3月11日14時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震が発生した。この地震により宮城県栗原市で震度7、宮城県、福島県、茨城県及び栃木県の4県37市町村で震度6強を観測した(図2-1)。県内では、中通り地方、浜通り地方を中心に11市町村で震度6強が観測され、鏡石町では最大加速度1,435galが観測された。本震は、岩手県沖から茨城県沖にかけて長さ約400km以上、幅約200kmにわたる太平洋プレートと陸のプレートの境界付近を震源域としたものであった。

この地震は、国の専門機関等の従来の想定をはるかに超えるものであり、これまでに日本国内で観測された最大の地震となった。

また、この地震により太平洋沿岸を中心に高い津波が観測され、県内では、相馬港で9.3m以上、小名浜港で約3.3mを観測した。この津波により、県内沿岸市町村面積の5%に当たる112km²が浸水した。

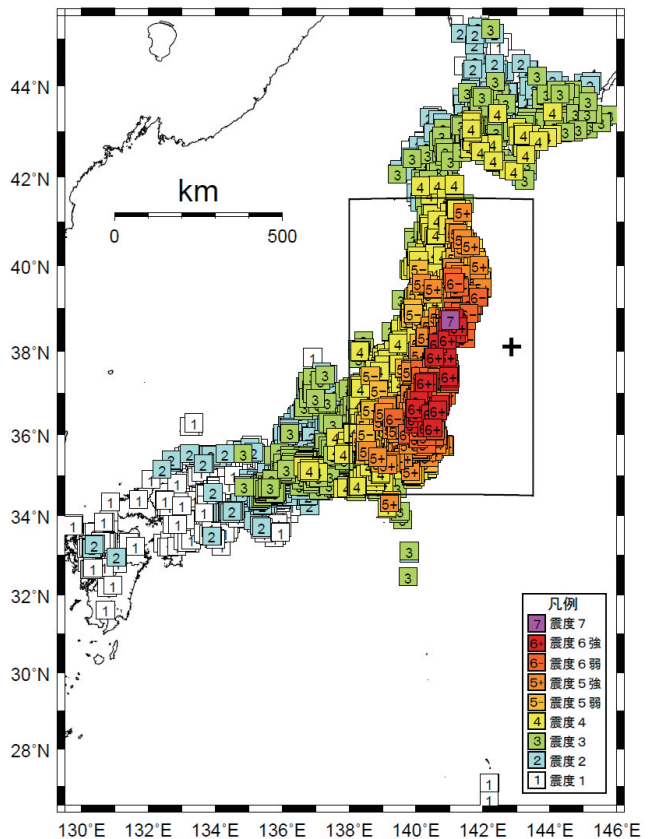


図2-1 気象庁による震度分布図



地震による建物倒壊(須賀川市)



津波による浸水(いわき市)

第2節 原子力災害の発生

2-1 原子力発電所事故の概要

福島第一原発(大熊町、双葉町)、福島第二原発(楡葉町、富岡町)においては、震度6強というかつてない大地震となり、この地震及びその後が発生した津波により、原子力発電所施設は大きな影響を受けた。

地震直後、福島第一原発、福島第二原発ともに、原子炉は自動停止(福島第一原発の4号機～6号機は定期検査で停止中)した。

福島第一原発については、地震等の影響により外部電源を喪失し、その後の津波により、6号機を除いて非常用電源も使用できない状態となり、1号機～3号機は原子炉を冷却する機能を失った。

こうした事態を受け、2011年3月11日19時03分、内閣総理大臣が福島第一原発について原子力緊急事態宣言を発出した。

その後、福島第一原発においては、原子炉への注水ができず燃料が露出したことで、事態はさらに悪化した。炉心損傷や熔融により放射性物質が放出され、また、大量に発生した水蒸気等により格納容器の内圧が上昇した。減圧のためのベントを実施したものの、3月12日に1号機が、3月14日には3号機が水素爆発を起こし、さらには、3月15日には、2号機格納容器が損傷した。4号機では水素の発生はなかったが、3号機から建屋排気系を通して逆流した水素により建屋が爆発した。なお、福島第一原発の5、6号機については、6号機の非常用発電機を5号機と融通して炉心への注水を行うなどにより冷却系を維持し、3月20日に冷温停止している(表2-1)。

福島第二原発は立地が海拔12mにあったことや、津波の高さが福島第一原発よりも低かったことから、福島第一原発に比べると被害は軽微だったものの、1、2、4号機では海水ポンプ等の損傷により、一時は原子炉格納容器の除熱が出来ず、3月12日7時45分に原子力緊急事態宣言が発出された。福島第二原発においては、外部電源が一部維持できたことや、仮設電源や電動機の交換等により冷却系の機能を確保し、3月12日に3号機が、3月14日には1、2号機が、3月15日には4号機が、それぞれ冷温停止している(表2-2)。

福島第一原発、福島第二原発の各原子炉について、定常状態、冷温停止に至るまでの経緯は表2-3に示すとおりである。なお、福島第二原発における緊急事態宣言は2011年12月26日に解除されたが、福島第一原発における緊急事態宣言は、2020年3月現在も解除されていない。



出典)東京電力ホールディングスホームページ

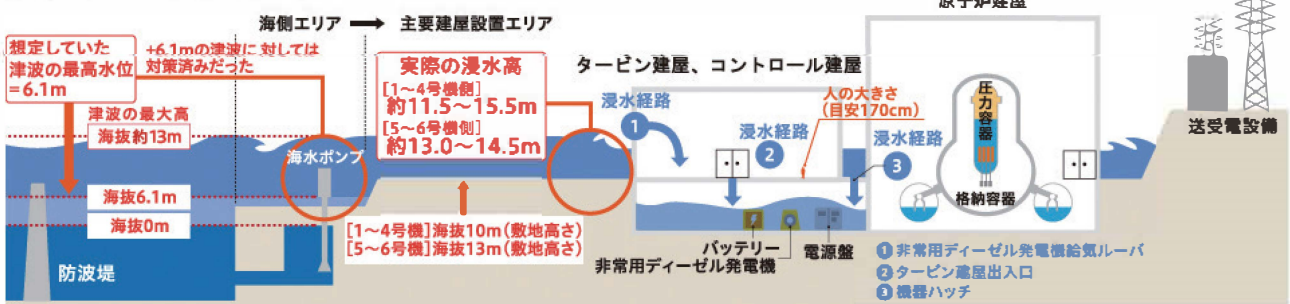
福島第一原発 固体廃棄物貯蔵庫東側のり面(5号機の近傍)から撮影した津波の状況

表2-1 震災直後の福島第一原発の状況

	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機	
被災時の 運転状況	運転中 →自動停止	運転中 →自動停止	運転中 →自動停止	点検停止中	点検停止中	点検停止中	
施設への 影響	外部電源 すべて喪失						
	非常用電源 起動したが、津波により使用不能					使用可能	
	炉心等の 冷却機能	冷却機能喪失 炉心損傷(溶融)	3/14 冷却機能喪失 炉心損傷(溶融)	3/13 冷却機能停止 炉心損傷(溶融)	冷却機能喪失 (炉心に燃料 なし)	仮設電源、仮設海水ポンプ などにより冷却機能を維持	
	水素爆発	3/12原子炉 建屋で水素爆発	—※	3/14原子炉 建屋で水素爆発	3/15原子炉 建屋で水素爆発	—	—

※2号機については、水素爆発はなかったが、1号機の爆発による振動や爆風の影響によって、ブローアウトパネルが解放した可能性があるとされている。
出典)平成29年度 原子力行政のあらまし(福島県)

福島第一原子力発電所の敷地高さと津波イメージ



津波による被害を受けた後(全体)の福島第一原子力発電所 2011年3月19日撮影



水没した電源室 (福島第一原子力発電所2号機)

出典)東京電力ホールディングスホームページ

図2-2 福島第一原発における津波被害の状況

表2-2 震災直後の福島第二原発の状況

		1号機	2号機	3号機	4号機
被災時の 運転状況		運転中 →自動停止	運転中 →自動停止	運転中 →自動停止	運転中 →自動停止
施設への 影響	外部電源	4回線のうち1回線が使用可能			
	非常用電源	津波により使用不能		3台中2台が使用可能	3台中1台が使用可能
	炉心等の 冷却機能	除熱機能喪失 (その後復旧)、 原子炉注水機能は 維持	除熱機能喪失 (その後復旧)、 原子炉注水機能は 維持	冷却機能維持	除熱機能喪失 (その後復旧)、 原子炉注水機能は 維持

出典)平成29年度 原子力行政のあらまし(福島県)



津波の集中的遡上の様子



出典)東京電力ホールディングスホームページ

図2-3 福島第二原発における津波被害の状況

表2-3 福島第一原発、福島第二原発の定常状態、冷温停止に至るまでの経緯

原子力発電所	号機	定常状態、冷温停止に至るまでの経緯
福島第一原発	1号機	<ul style="list-style-type: none"> ● 炉内への注水は、3月12日に海水による消火系からの注水が開始され、3月25日に、圧力容器内への注水を海水から淡水に切り替えるとともに、4月3日に、淡水注入を行う仮設ポンプの電源を電源車から外部電源に切り替えた。6月に、水処理設備を用いてタービン建屋内の汚染水をくみ上げ、浄化して炉内に注水する循環式注水冷却に切り替えた。 ● 使用済燃料プールへの注水については、3月31日からコンクリートポンプ車により放水が行われ、5月28日に冷却浄化系配管からの注水に切り替え、プール水の水位上昇が確認された。その後、8月10日には、使用済燃料プールの冷却が熱交換器による循環冷却となり、8月27日頃に定常状態(30℃)となった。
	2号機	<ul style="list-style-type: none"> ● 原子炉への注水は、津波到達前から動作していた原子炉隔離時冷却系により、全電源喪失後も続けることができていたが、3月14日に機能喪失が明らかとなり、減圧・海水注入を開始し、4月25日に仮設電動ポンプによる淡水注入に切り替えた。 ● 使用済燃料プールへの注水は、3月19日から消防車のポンプを接続して海水注入を開始したが、3月29日以降は、海水から淡水に切り替えた。その後、5月31日に、循環冷却装置の運用を開始し、6月5日に定常状態(30℃)となった。
	3号機	<ul style="list-style-type: none"> ● 3月15日に炉心への海水注入を開始し、3月25日に、腐食トラブルを防ぐため、淡水に切り替えた。 ● 使用済燃料プールについては、3月17日に陸上自衛隊のヘリ2機により消火バケツでの海水放水を行った。また、警視庁機動隊・自衛隊・東京消防庁の特殊放水車両により海水放水を継続しながら、3月27日から、コンクリートポンプ車による淡水放水を開始し、4月26日から、燃料プール冷却浄化系を用いて淡水注入を開始した。6月30日に、循環冷却装置の運用を開始し、7月7日に定常状態(30℃)となった。
	4号機	<ul style="list-style-type: none"> ● 震災発生時に4号機は定期検査中であったため、炉内の燃料は使用済燃料プールに移されており、1,535体の燃料があった。このため、建屋が水素爆発を起こす前日の3月14日に、プールの水温が84℃にまで達していた。3月20日～21日にかけて自衛隊高圧注水車により、真水の注入を行ったが、3月22日からは、海水による放水も開始した。その後、3月30日にコンクリートポンプ車による淡水放水に切り替え、6月16日からは代替注水ラインによる淡水注入を開始した。 ● 7月31日に、この代替注水ラインによる淡水注入から熱交換器による循環冷却へ切り替え、8月3日にプールの水温が定常状態(40℃)となった。
福島第二原発	5・6号機	<ul style="list-style-type: none"> ● 3月19日、5号機仮設海水ポンプに仮設の電源車が接続され、残留熱除去系と使用済燃料プール冷却系の機能が回復。同日、6号機でも残留熱除去系と使用済燃料プール冷却系の機能が回復したことから、3月20日に冷温停止となった。
	1～4号機	<ul style="list-style-type: none"> ● 残留熱除去系を失わなかった3号機は3月12日に、残留熱除去系を復旧させた1号機及び2号機については3月14日に、さらに4号機については3月15日に冷温停止を達成した。

2-2 | 原子力発電所事故による放射性物質の放出

この原子力発電所事故により、大量の放射性物質が放出された。

福島第一原発からの放射性物質の放出量の試算は表2-4のとおりであり、INES(国際原子力放射線事象評価尺度)評価のレベル7に相当する値となっている。これは、INES評価の中で最も重い評価である。

放出された放射性物質のうち、セシウム134、137については、大気中に放出された時点で多くが微少な粒子状になったことで、風に乗って遠方まで拡散・沈着した(図2-4)。

表2-4 福島第一原発とチェルノブイリの環境への放射性物質の放出量

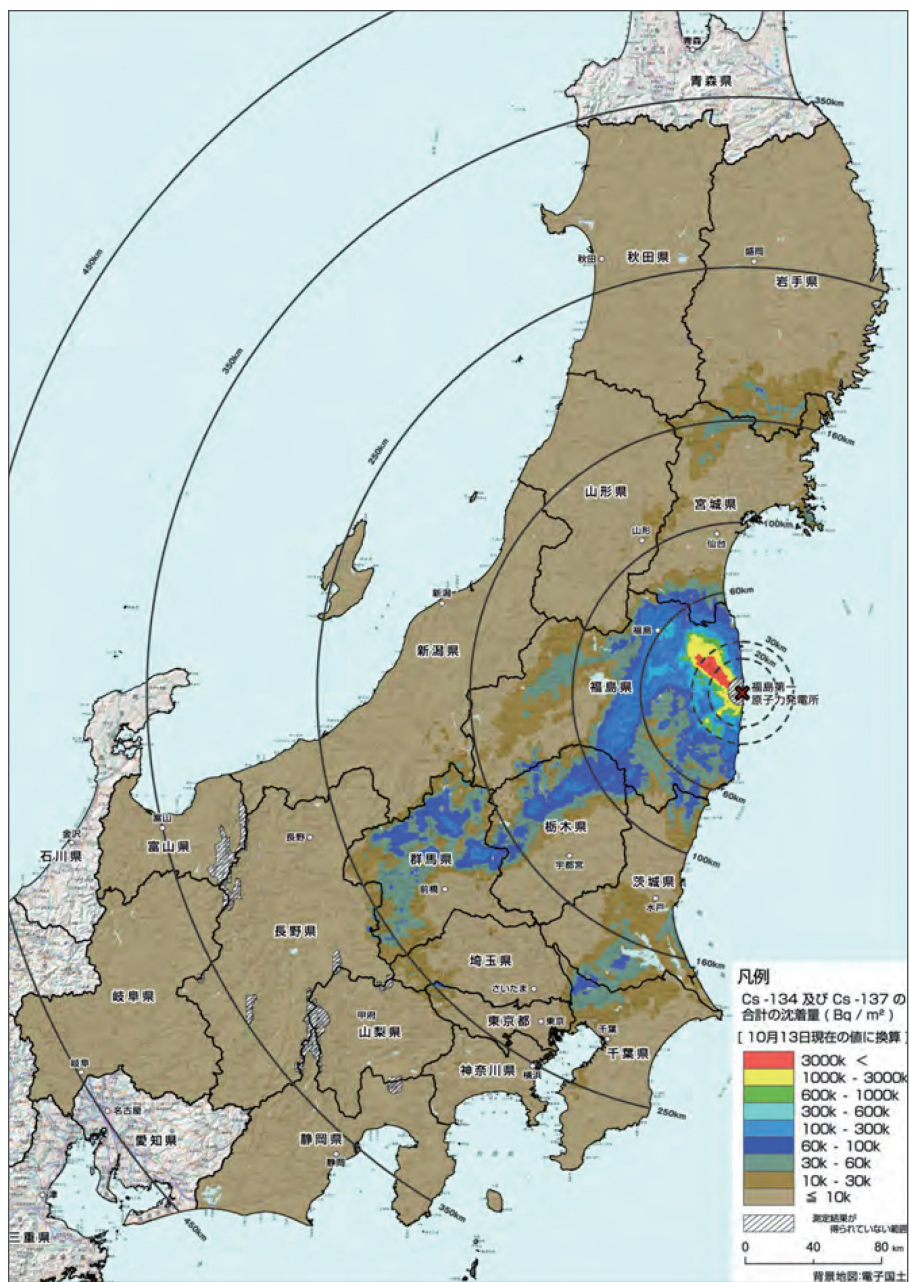
放射性物質	環境への放出量(単位:PBq ^{※1})		福島第一原発/ チェルノブイリ
	福島第一原発 ^{※2}	チェルノブイリ ^{※3}	
キセノン133	11,000	6,500	1.69
ヨウ素131	160	~1,760	0.09
セシウム134	18	~47	0.38
セシウム137	15	~85	0.18
ストロンチウム90	0.14	~10	0.01
プルトニウム238	1.9×10^{-5}	1.5×10^{-2}	0.0012
プルトニウム239	3.2×10^{-6}	1.3×10^{-2}	0.00024
プルトニウム240	3.2×10^{-6}	1.8×10^{-2}	0.00018

※1…PBq(ペタベクレル)は 1×10^{15} Bq(10の15乗ベクレル)

※2…原子力安全に関するIAEA閣僚会議に対する日本国政府の報告書(2011年6月)

※3…UNSCEAR 2008 Report, Scientific Annexes C, D and E.

出典)放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料(平成30年度版)(環境省)



出典) 文部科学省による、岩手県、静岡県、長野県、山梨県、岐阜県、及び富山県の航空機モニタリングの測定結果、並びに天然核種の影響をより考慮した、これまでの航空機モニタリング結果の改訂について(文部科学省 2011年11月)

図2-4 航空機モニタリングによるセシウム134及び137の土壌沈着量の分布状況(沈着量は2011年10月13日時点)

解説 | 放射線と放射能の単位

● ベクレル (Bq)

放射能の量を表す単位で、放射線を出す側に着目したもの。土や食品、水道水等に含まれる放射性物質の量を表わす時に使われ、数字が大きいほど、そこから多くの放射線が出ていることを意味する。

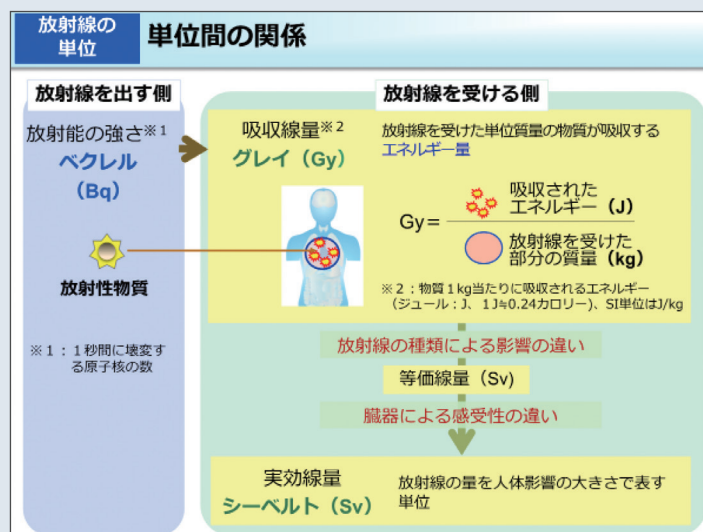
● グレイ (Gy)

放射線を受ける側に着目したもの。放射線が通った所では、放射線のエネルギーを吸収する。この吸収線量の単位がグレイとなる。

● シーベルト (Sv)

グレイと同じく、放射線を受ける側に着目したもの。放射線の種類やエネルギーによって、吸収線量(単位はグレイ)が同じでも人体への影響の大きさが変わる。そこで、放射線の種類による影響の違いや臓器による感受性の違いを重み付けして吸収線量を換算したものが実効線量(単位はシーベルト)である。

なお、緊急事態発生時のモニタリングにおいては、 $1\text{mGy}=1\text{mSv}$ として換算する。



出典)放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料 平成30年度版(環境省)

図2-5 放射線の単位(ベクレルとシーベルト、単位間の関係)

第3節 災害対策本部等の設置

2011年3月11日に地震が発生し、震度6強を観測したことを受け、県は福島県災害対策本部(福島市)及び福島県原子力現地災害対策本部(大熊町)を設置して災害対応を開始した。

また、国は、3月11日夜の原子力緊急事態宣言(原災法15条)と同時に国の原子力災害現地対策本部(大熊町)を設置し、現地での災害対応を開始した。

震災発生直後の災害対策本部等の位置は図2-6に示すとおりである。

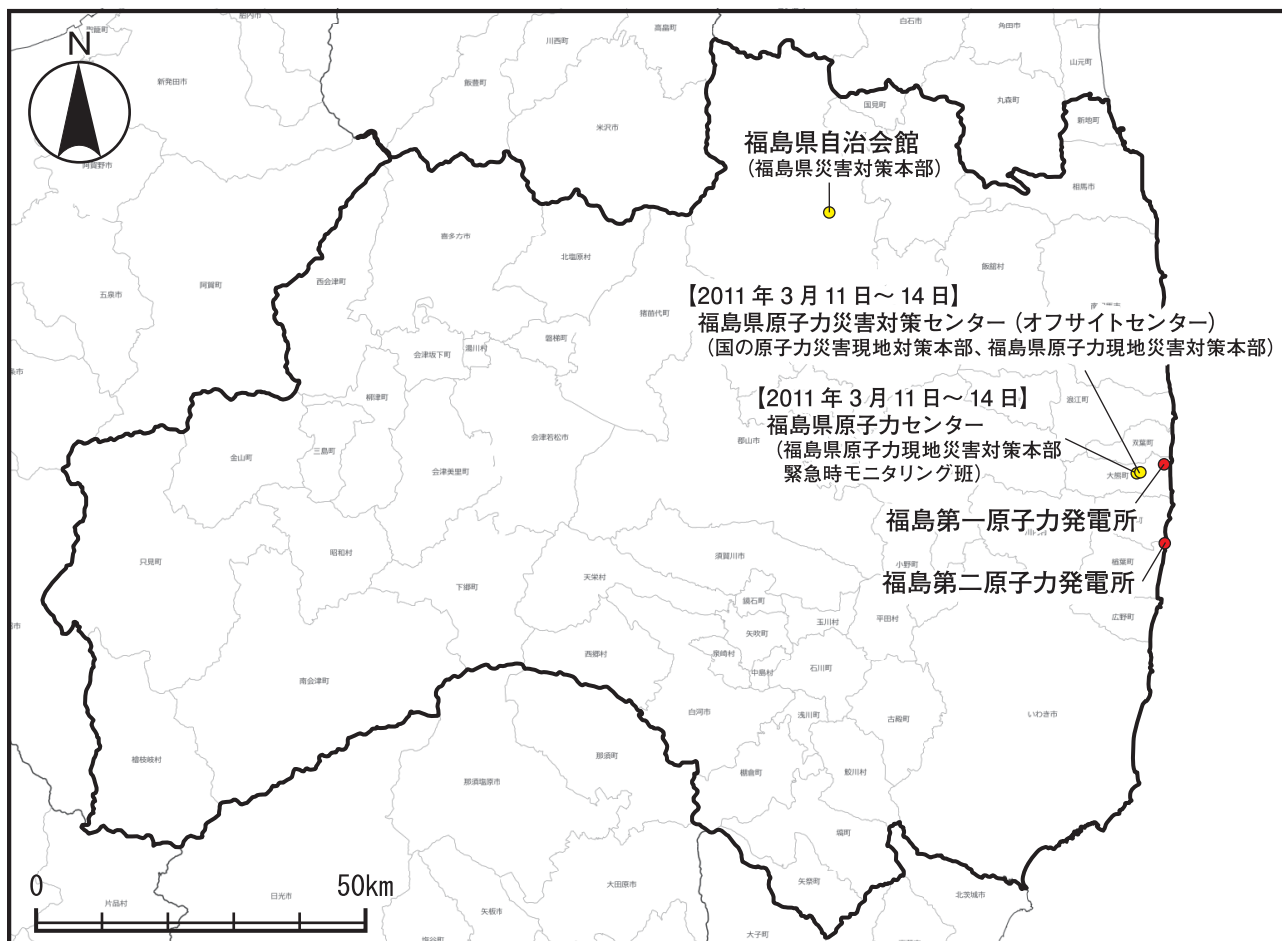


図2-6 震災発生直後の災害対策本部等の位置図

3-1 | 福島県災害対策本部の設置

(1) 設置状況

2011年3月11日14時46分に地震が発生し、震度6強を観測したため、県は直ちに災害対策本部の設置を決定した。

設置場所は本来、本庁舎5階「正庁」であるが、余震による倒壊の危険性があるため、代替設置場所としていた「自治会館」(3階 大会議室)とした。



県災害対策本部が設置された自治会館(2019年1月24日撮影)



正庁は倒壊の危険性から立入禁止



西庁舎内の被害状況

(2) 県災害対策本部の体制

震災発生時点での「地域防災計画 原子力災害対策編」では、災害対策本部事務局組織として総括班、情報収集班、通信班、広報班、渉外班、活動支援班、救援班、物資班、住民避難・安全班を編成することとされており、これに沿って直ちに班が編成された。

さらにこれに加え、原子力災害に特化した役割を担うため、当時の生活環境部原子力安全対策課職員により急遽「原子力班」を立ち上げた。

表2-5 県災害対策本部の体制

班名	事務分掌(概要)
総括班	本部員会議運営、対策方針に関すること。 救助応援等各種手続き、各班への指示・連絡体制等に関すること。
情報収集班	被害・生活等情報の収集、市町村・消防本部その他の機関の応急活動の把握、本部各班・地方本部への情報提供に関すること。
通信班	防災行政無線の管理統制、気象情報等の收受及び通信に関すること。
広報班	災害に関する広報、関係機関等に対する情報提供、報道機関の取材対応等に関すること。 情報及び記録の整理及び保存に関すること。
渉外班	政府及び国会に対する要望書等の作成に関すること。 政府及び国会の視察団の対応、激甚災害法の各部調整に関すること。
活動支援班	災害対策本部の庶務に関すること。 災害対応要員等の安全確保、食料・宿泊先の確保に関すること。
救援班	応急処置に関すること、避難所等の開設、医療及び医薬品の確保に関すること。 ライフラインの確保に関すること。
物資班	食品・生活必需品等の確保・供与等、支援物資等の受入配分に関すること。
住民避難・安全班	被災住民の避難に関すること。 避難路及び緊急輸送路等の確保、避難手段・輸送手段の確保に関すること。 社会秩序の維持及び安全の確保に関すること。
原子力班	事故状況の把握及び連絡に関すること。 放射線・放射能モニタリングの調査計画策定・結果とりまとめに関すること。 県民からの原子力災害に関する問い合わせ対応。



県災害対策本部の様子(2011年3月20日撮影)

(3) 県災害対策本部 原子力班の初動対応

原子力災害に特化した役割を担うために急遽立ち上がった原子力班は、事故状況の把握・連絡や、モニタリング、放射線に関する問い合わせ対応等の責務を担うこととなった。5つの担当にそれぞれ責任者と担当員を日替わりで定め、対応にあたった(表2-6)。

原子力班は、環境放射能・放射線に関する知識・技能を有する原子力安全対策課の職員が中心として構成されたが、その作業量の膨大さから過去の原子力安全対策課経験職員などを動員し、徐々に班員が増えていくこととなった。

表2-6 原子力班立ち上げ当初の体制

担当名	主な役割
本部会議開催担当	災害対策本部会議でのモニタリングの情報の報告など。
安全情報収集担当	東京電力を通じたプラント情報の収集など。
環境モニタリング作業担当	モニタリング計画策定や結果とりまとめなど。
資機材等受入担当	応援物資(測定器材)等の受け入れや管理など。
相談業務担当	県民からの問い合わせ対応など。



原子力班ブースの様子



原子力班ブースの掲示物



相談業務の様子



資機材等の受け入れ状況

(2011年3月22日撮影)

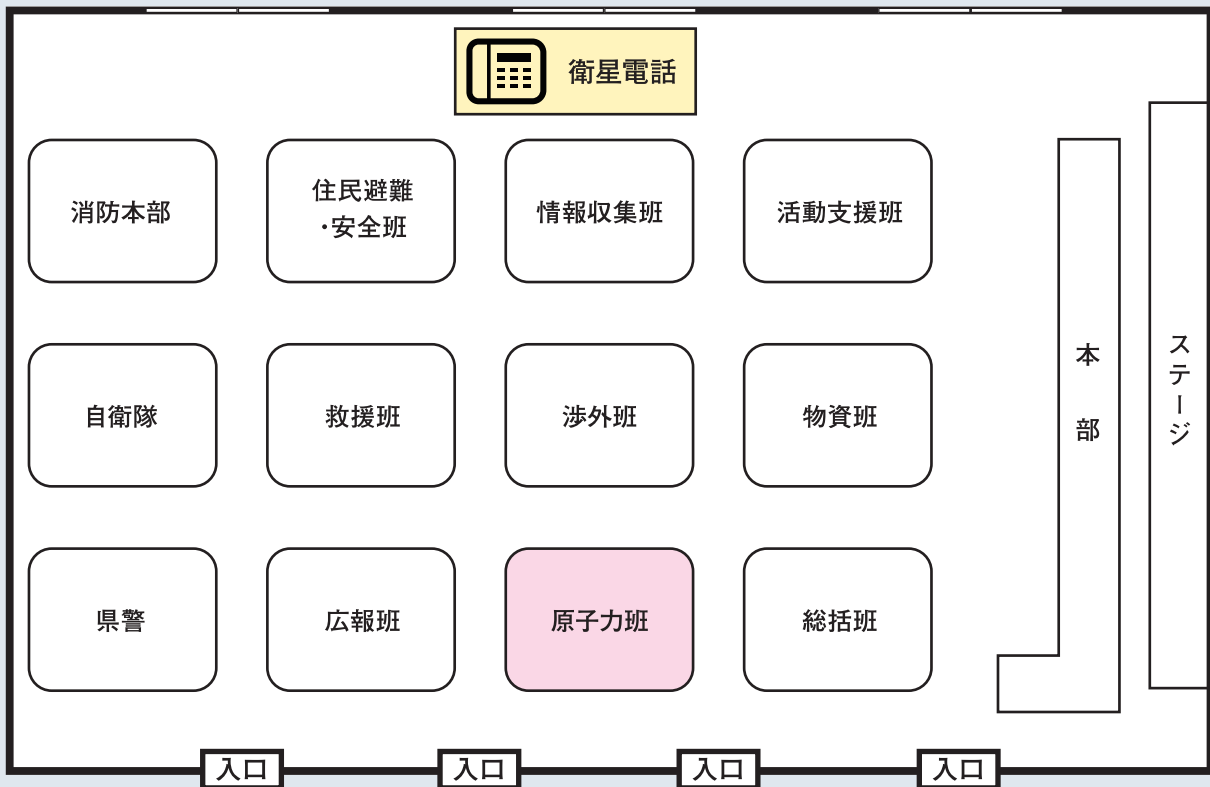
災害対策本部内での情報共有が不十分

災害対策本部には衛星携帯電話を3台配備し、発電所や国等から重要な情報を得ていた。

福島第一原発の状況等、原子力関係の情報は原子力班が集約する役割であったが、参集した要員も十分な訓練を積んでいない中で多数の緊迫した情報を次々に処理しなければならない状況であった。このようななか、想定どおりの情報共有ができず、衛星携帯電話から得た原子力関係の情報が、反対側に配置されていた原子力班を経由することなく直接上層部(本部)に伝えられていることがあった。

現在では、震災後設置した危機管理センターにおいて災害対策本部が運用されることとしており、各機能班がクロノロジー型システム(発災からの事象を時系列で整理できる掲示システム)を通じて情報が共有され、有機的に各班が繋がった状態を維持できる仕組みを整えている。

福島県災害対策本部配置図



県災害対策本部における事故発生直後(2011年3月)の配置図(イメージ)

担当者の声 非常事態時に情報を共有することの重要性

- 事故直後から原子力班に集約されてくる膨大な情報を収集し、共有することに努めていました。緊急時には多くの業務に忙殺されますが、情報共有することは非常に重要なことだと思います。
- 県民からの問い合わせが多数あり、当初は24時間体制で対応にあたっていました。対応マニュアルもなく、厳しい言葉で叱責されることもありました。このような原子力災害の発生を想定し、県民に適切な情報を提供するためのマニュアル整備が必要だと考えます。

水口 昌郁(当時:県災害対策本部 原子力班)

担当者の声 原子力班の人手不足と過酷な勤務状況

震災発生直後から、東電からの情報収集、問合せ対応、モニタリングなど、原子力関係のことは全て原子力班が対応しなければならず、とにかく人手が足りませんでした。

私が原子力班のシフト勤務表を作っていましたが、厳しいシフトにせざるを得ませんでした。

基本的に8:30～21:00、21:00～翌8:30の12時間勤務、2交代制としていましたが、人によっては、朝8:30から次の日の朝まで、24時間勤務をお願いしていた職員もいました。その後1日休んでまた24時間勤務、という形で。人手が足りず、業務がどうしてもまわらないため私から強くお願いしてそうしてもらいました。

要員補強のため、翌月の4月には新卒採用で生活環境部に配属になった4人を私に預けてもらい、そのままモニタリング担当にしました。

彼らにしてみれば、採用が決まったと思ったら震災が発生し、就職したらいきなり災害対策本部でモニタリングだと言われ、本当に大変だったと思います。そんな中、この4人はとてもよくやってくれていました。

松本 祐一
(当時:県災害対策本部 原子力班 副班長)



(1) 設置状況

県は「地域防災計画 原子力災害対策編」に基づき、震災発生直後から福島県原子力災害対策センター（以下、オフサイトセンター）に職員を派遣し、福島県原子力現地災害対策本部（以下、県現地本部）を設置した。また、隣接する福島県原子力センター（以下、原子力センター）においては、常駐していた県職員により県現地本部 緊急時モニタリング班を立ち上げた。



県現地本部の活動拠点となったオフサイトセンター（左）と緊急時モニタリング班の活動拠点となった原子力センター（右）
（2018年11月21日撮影）



オフサイトセンター



原子力センター
（2018年11月1日撮影）

(2) 県現地本部の体制

県現地本部の班構成と事務分掌は表2-7に示すとおりである。原災法に基づく緊急時環境放射線モニタリングには緊急時モニタリング班が実動にあたる計画であった。

緊急時モニタリング班は、初期対応として原子力センター職員が準備や監視強化にあたり、その後、県、地元町、東京電力、国機関の支援を受けて体制を拡充することとされていた。しかし、地震発生時には初期対応の中心となる原子力センターの職員の多くが出張のため不在であり、少ない人数の中で様々なことを兼務しながらの対応を強いられることとなった。

表2-7 県現地本部の班構成と事務分掌

班名	事務分掌
連絡調整班	<ol style="list-style-type: none"> 1 現地本部の総括に関する事。 2 原子力防災専門官、国の機関との連絡に関する事。 3 関係市町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関する事。 4 本部長の指示等の関係町等への伝達に関する事。 5 報道機関、住民等への広報及び指示等の伝達に関する事。 6 住民からの問い合わせに関する事。 7 災害情報の収集、提供に関する事。 8 気象情報(予報を含む)の収集に関する事。 9 現地本部活動の記録に関する事。 10 その他現地本部長が指示する事項に関する事。
緊急時モニタリング班	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急時環境放射線モニタリングに関する事。 2 放射能影響評価解析に関する事。 3 モニタリング要員の個人線量管理に関する事。 4 その他現地本部長が指示する事項に関する事。
医療班	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急被ばく医療措置に関する事。 2 現地本部要員(緊急時モニタリング班を除く)の個人線量管理に関する事。 3 その他現地本部長が指示する事項に関する事。
警察班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害警備に関する事。 2 立入制限措置の実施に関する事。 3 交通規制に関する事。 4 その他現地本部長が指示する事項に関する事。



緊急時モニタリング班の拠点となった原子力センターの様子



緊急時モニタリング要員の控室となった原子力センター研修室
(2011年3月12日未明撮影)

(1) 設置状況

原災法12条では、原子力災害時における活動の拠点となる施設として、緊急事態応急対策拠点施設を国が指定することとされており、福島県下においては、大熊町のオフサイトセンターが指定されていた。

また、原子力災害発生時においては、経済産業副大臣を本部長とする原子力災害現地対策本部（以下、国現地本部）が設置されるとともに、関係機関の職員を参集し、同施設に設置される県現地本部などとの情報共有を図るため、原子力災害合同対策協議会が開催されることとなっていた。

これを踏まえて国は、3月11日19時03分の原子力緊急事態宣言の発出と同時に国現地本部をオフサイトセンターに設置した。



国現地本部が設置されたオフサイトセンター（2018年11月1日撮影）



立ち上げ直後のオフサイトセンターの様子（2011年3月12日未明撮影）

(2) 国現地本部の体制

国現地本部は、オフサイトセンターにおいて情報把握等のため、機能別に分けた課（機能班）を設置した。それぞれに職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、原子力災害合同対策協議会（全体会議）への報告及び決定事項の関係機関への連絡、実施等を行うこととされていた。機能班の体制は表2-8のとおりである。

なお、緊急時モニタリングデータの収集をはじめ、放射線影響評価・予測に関する事項は放射線班の役割であった。

表2-8 オフサイトセンター「機能班」の体制

班	機能	役割
総括班	総合調整	<ul style="list-style-type: none"> ● 合同対策協議会の運営事務局 ● 現地对策本部長の補佐 ● 屋内退避／避難の勧告の検討及び緊急事態宣言解除に関する情報の集約 ● 合同対策協議会における決定事項の関係機関への伝達 ● 国本部、県・市町村本部等との連絡調整
広報班	住民への広報 報道機関対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民への広報 ● 報道機関への対応
プラント班	事故状況把握 進展予測	<ul style="list-style-type: none"> ● プラント情報収集 ● 事故の進展予測 ● ERSSの操作
放射線班	放射線影響評価・ 予測	<ul style="list-style-type: none"> ● 放射線状況の整理と報告 ● 被ばく線量の予測（SPEEDI） ● 緊急時モニタリングデータの収集 ● 飲食物摂取制限勧告の検討
医療班	被災者の医療活動 の把握・調整	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害状況の把握と報告 ● 安定ヨウ素剤投与指示の検討
住民安全班	被災者の援助及び 社会秩序の維持活 動の把握と調整	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋内退避／避難状況の把握 ● 救助／救命状況の把握 ● 交通規制状況の把握 ● 緊急輸送の実施状況の把握 ● 飲食物摂取制限の実施状況の把握
運営支援班	対策拠点施設の 管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 対策拠点施設要員の食料等の調達 ● 対策拠点施設の環境整備 ● 対策拠点施設の出入管理



放射線班



住民安全班

(2011年3月12日撮影)



医療班



プラント班



総括班



全体会議の様子



オフサイトセンター内 班長会議の様子

(2011年3月12日撮影)

(3) 県から国現地本部への要員派遣

県は、国現地本部の機能班に県現地本部の要員を派遣し、国と連携しながら現地での災害対応を実施する計画であった(図2-7)。

計画では国現地本部の機能班へ各班2～4名の職員を派遣し、発電所の状況の把握、環境放射線モニタリング情報の把握、医療関係状況の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させることとなっていたが、複合災害への対応が強いられたこと等により計画どおりの要員派遣はできなかった。

放射線モニタリングに関する役割を担う放射線班には2名の県職員を派遣する計画であったが、計画どおり派遣できたのは1名(原子力センター所長)であり、残り1名は他の役割で派遣された相双地方振興局の職員が兼任で対応することとなった。

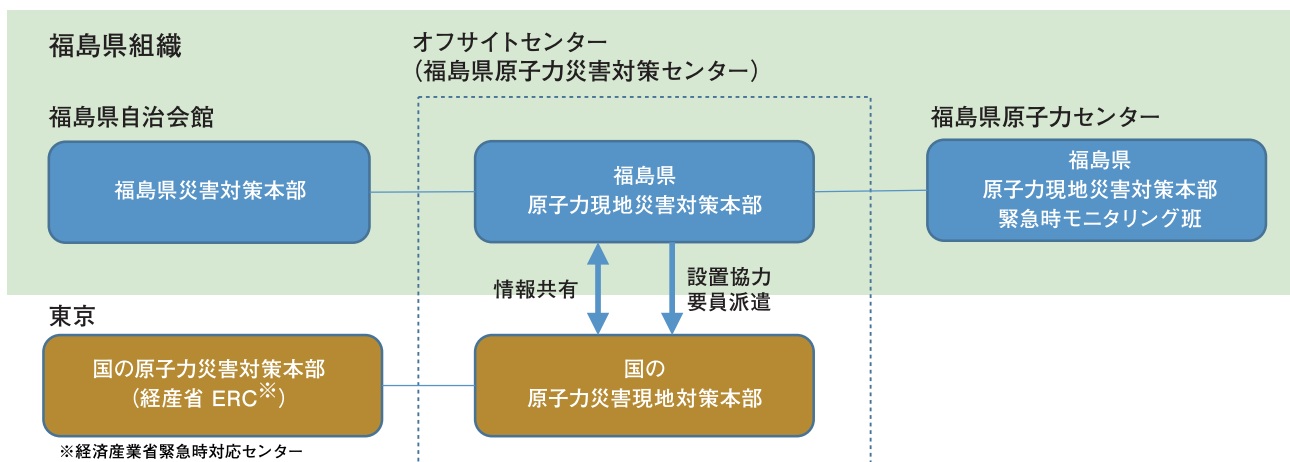


図2-7 福島県組織と国現地本部との関係(2011年3月11日時点)

